

令和 2 年度 第 1 回
杉並区いじめ問題対策委員会会議録
令和 2 年 8 月 2 7 日（木）

杉並区教育委員会

いじめ問題対策委員会会議録

日 時 令和2年8月27日（木）午後2時00分～午後3時27分

場 所 教育委員会室

出席委員会 長大竹 智 委 員 吉岡 睦子

委 員 菅原 誠 委 員 石川 悦子

委 員 牧野 晶 哲

事務局職員 事務局次長 田中 哲 教育政策担当部長 大島 晃

庶務課長 都筑 公嗣 済美教育センター長 佐藤 正明

済美教育センター
統括指導主事 宮脇 隆 教育相談担当課長 佐藤 永樹

庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

済美教育センター
指導主事 吉田 雄一

傍聴者数 0名

会議の議題

- ・ 事務局職員紹介
- ・ 杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について
- ・ 区立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消件数等について
- ・ 学校における初期対応の研修資料について
- ・ 重大事態発生時等における対処等について
- ・ その他

目次

事務局職員紹介	4
杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について	5
区立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消 件数等について	10
学校における初期対応の研修資料について	19
重大事態発生時等における対処等について	24
その他	

大竹会長 それでは、定刻になりましたので、令和2年度第1回杉並区いじめ問題対策委員会を開会いたします。本日は今年度第1回目の開催となります。年度も変わり、事務局の体制もお変わりになられているようですので、最初に事務局職員のご紹介をお願いしたいと思います。

教育政策担当部長 教育政策担当部長の大島です。事務局次長が別件対応しておりまして、少し遅れております。すみません。代わりに私から紹介いたします。

資料1をご覧ください。私は教育政策担当部長の大島と言います。3年前、平成29年、いじめ防止対策推進基本方針作成の際には、私、統括指導主事での場で説明をさせていただきました。また、戻ってきて今度は担当部長となりましたので、またよろしく願いいたします。

順に自己紹介を進めさせていただきます。

庶務課長 庶務課長の都筑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

済美教育センター所長 済美教育センター所長の佐藤でございます。4月に着任いたしました。よろしくお願いいたします。

統括指導主事 済美教育センター統括指導主事の宮脇隆でございます。昨年度は、教育相談担当課長をやらせていただきました。今年度もよろしくお願いいたします。

教育相談担当課長 教育相談担当課長の佐藤と申します。よろしくお願い致します。

庶務課庶務係長 庶務課庶務係長の佐藤でございます。引き続き事務局を担当しますので、よろしくお願いいたします。

庶務課法規担当係長 庶務課法規担当係長の岩田です。よろしくお願いいたします。

済美教育センター指導主事 済美教育センター指導主事の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

教育政策担当部長 あとは次長となりますので、よろしくお願いいたします。

大竹会長 ありがとうございます。それでは本日の議事に入ります。次第の順に進めさせていただきます。

次第3「杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について」事務局より説明をお願いしたいと思います。

統括指導主事 私からは資料2の「杉並区におけるいじめ防止対策等の取組について」、ご説明させていただきます。本資料は昨年度の第1回いじめ問題対策委員会で配付させていただきました資料に基づき、それ以降新たに取組んだこと等を加筆し、整理させていただいた資料となります。特に加筆いたしました部分につきましては下線で示しております。その部分を中心にご説明させていただきます。

初めに、左の欄の1「いじめ防止基本方針」についてご説明させていただきます。昨年度ご報告させていただきましたが、平成29年3月に国が「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定、区教育委員会としましては、平成29年9月改定、各学校もその後に改定を実施いたしました。各学校では校内委員会を整備し、組織的にいじめの対応、対策に取り組んでおります。

次に2「いじめ未然防止等の取組」についてです。各学校においては資料にありますように、教育活動全体を通して様々な取組を行い、いじめは絶対に許さないということの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心を育成していきます。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により「すぎなみ小・中学生未来サミット」は中止となりました。各学校でサミットの狙いを踏まえた取組を実施するようにしております。

次に3「いじめ早期発見」です。昨年度から初期対応の大切さについて、チェックシートを活用して見逃さないように伝えております。チェックシートについては後ほど、昨年度検討をいただきました資料の中に具体的なものが入っておりますので、また後ほど御覧いただければと思います。いじめ・不登校に対する初期対応の重要性については、生活指導主任会、スクールカウンセラー等の研修で徹底しております。また、いじめ電話レスキューの対応件数は減り、ネットでトラブル解決支援システムダウンロード件数につきましては、昨年度よりも増加傾向にあります。特にネットでトラブル解決支援システムに関しましては、昨年度に引

き続き、区外生徒、九州や北海道の生徒からの相談があり、学校が分かる場合には、それぞれの県教委に情報の提供を行っております。

最後に4「いじめ事案対処の取組」です。昨年度から教育相談担当設置により、より教育的支援を重視した相談体制といたしました。毎朝の教育SATとの打ち合わせ、SSWとの情報交換を行い、いじめを含む学校の事件、事故への対応をサポートするとともに、学校の相談に応じる取組を継続しております。教育SATの対応実績は、令和元年度は44件でした。

私からの資料の説明は以上となります。

大竹会長 ありがとうございます。

事務局次長 遅れまして申し訳ありません。住民対応が長引きまして、本来冒頭で少し進行させて頂くはずでしたが失礼致しました。教育委員会事務局次長の田中です。よろしくお願いいたします。今年度はコロナの関係で、この会議の開催も影響が出てしまいましたけれども、コロナ対策もしっかりやりながら会議を進めたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。すみません、途中でのご挨拶になりますけれども、よろしくお願いいたします。

大竹会長 どうもありがとうございます。それでは、先ほど事務局から杉並区の「いじめの防止対策等の取組について」説明がありましたが、これらについて委員の皆様から何かご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉岡先生、お願いします。

吉岡委員 ご説明ありがとうございます。最後のところなのですが、教育SATの対応実績として、平成30年度に比べると令和元年度が倍までは行かないにしても、かなり増えているという印象なのですが、これはどういうことで増えたかというのをお聞きしたいのですけれども。

統括指導主事 その内訳というところでお話をしますと、一昨年度よりも小学校、中学校ともに倍ぐらいの数になっておりまして、その増加の要因としましては、学校から教育SATに入る件数というのが約2倍近く増えております。保護者からも教育SATに連絡が入るような形になっておりますが、保護者からの件数は、

一昨年度とそれほど数は変わっておりません。学校からの相談というのが、非常に早い段階で教育SATに連絡を入れていただくような案件というのが増えていると見ております。

大竹会長 吉岡委員、よろしいですか。

吉岡委員 学校からの件数が増えた原因なのですけれども、何かやっぱり深刻な事態のほうで問題があるのか、それとも学校の意識が変わっているのか。

事務局次長 事実、確かに増えていることしか、ただいま説明がなかったのですが、この間、やっぱり各学校の教員、管理職も含めて意識が、先生がおっしゃってくれたように、少しずつ高まってきたと思います。感度が高くなってきたというか、そういったことの表れで、ご質問にあった元年度件数が増えていると思っています。

大竹会長 これまでもあったことが、ここ最近のところでは意識が高まったことによって、SATに学校側から相談するという、そういうことで増えた。問題が重度化しているとか、学校が困っているとかいうことではなくて、意識の変化によって件数が増えたのではないかということでしょうか。

事務局次長 そのとおりです。折に触れて定例の校長会であるとか、研修であるとか、いろいろなところで管理職はじめ、学校現場にそういったいじめに対する感度を上げてほしいということをごの間ずっと言い続けてきていますので、手前みそになってしまうかもしれませんが、成果というか、そういった効果が出てきているのかなと、そんなふうを受け止めてございます。

大竹会長 次の議題にもある解消とか、そういったSATを活用してどう効果があったのかというのは、これからまたご説明がどこかの場面であるのかなと思います。ありがとうございます。

そのほか何かご質問。石川委員、お願いします。

石川委員 石川でございます。私、子どもたちの主体的な取組というのに興味があるのですけれども、未来サミットが今回はこういった情勢で中止になったのはとてもよく分かりますが、来年もできるかどうかということも分からないような状況もございまして、例えばオンラインでやるとか、何か形を変えて、学校を超

えていろいろ情報交換をするとか、何か子どもたちの発表をバックアップするとか、そういうことが検討されているかどうかだけでも教えていただけますでしょうか。

統括指導主事 今、委員からいただいたような内容というのは、ぜひ生かしていきたいと思います。本区でもオンラインの取組ということで、このコロナ禍の中で取り組んでいるものもありますので、現時点では、言われたことを来年度から考えていますという状況ではありませんけれども、参考にさせていただきたいと思います。

石川委員 分かりました。ありがとうございます。

大竹会長 そのほかよろしいですか。菅原先生、お願いします。

菅原委員 ネットのダウンロード件数が徐々にですけれども増えてきている、これ主な機能を見るとメール相談とか入っているのですが、今、若い人、電話は減っているみたいですが、電話よりむしろメールだろうなという、小中学生の皆さん、小学生でいいのかもしれないけれども、これメール相談は増えていると見ていいのかということと、増えているとすれば、本人から直接相談があるのか、それともご家族、ご両親からのご相談が多いのか、どちらなのでしょう。

統括指導主事 携帯電話での使用というのができるようにソフトをダウンロードした数というのが、このダウンロード件数となっております。実際にそのダウンロード件数に沿って、それだけの相談があるかということ、そこは直接つながっているわけではありません。実際相談をしてくるのはお子さんが相談をしてきております。

吉岡委員 すみません、何度も。今のご質問に関連してなのですが、さっきのご説明でネットのダウンロードで区外とか、北海道とかからの問い合わせもあって、そちらの教育委員会にも連絡したりしていると説明があったと思うのですが、それはやはり、それなりの放置できないような相談が杉並区のネットに寄せられて、そういう対応になったということなのでしょう。

統括指導主事 実際に相談を寄せたのは、こちらが対象としている小学生とか中学生ではなく、高校生だったのですけれども、やは

り家庭の状況というのが結構切迫しているところがありまして、連絡をしっかりと取って、向こうの教育委員会とつながって対応していかないと、少し困難になってくるのではないかなというところがあったので、私のほうでも向こうの教育委員会と連絡を直接取らせていただいて、対応に当たりました。

牧野委員 牧野です。よろしくお願ひいたします。すみません、細かいことで1点だけ。先ほどの4の「いじめの事案対処の取組」で、教育SATの中にスクールソーシャルワーカーが入っているのですけれども、今、オフィシャルでスクールソーシャルワーカーは教育SATに入っておりますでしょうか。

統括指導主事 昨年度スクールソーシャルワーカーは教育相談担当の中に入っているのですが、実際に対応に当たっていく中で、やはり学校、家庭の中との連携をしていくときに情報というのは、毎日、朝の段階で打ち合わせをしながら、その案件に必要なであれば、教育相談担当課長とも連携を取って対応に当たっているということで、そのように表しております。

牧野委員 分かりました。これを見る限り、スクールソーシャルワーカー等で編成となつてはいるので、教育SATの中にスクールソーシャルワーカーが位置づけられているような形に見えてしまうのかなと思ったのですけれども、昨年から外れていたと思ったので、少し質問させていただきました。

大竹会長 私のほうから1点。先ほどの区外からの相談で、内容によっては先方のほうの教育委員会に報告すると。これ先方の教育委員会はここに相談で来たケースについて、先方はどういう対応というか、印象というか、それは子どもたちにとっては、区がこういう取組をしている、だけれどもそちらではそういう取組がないからここに来ているという、そういうことなのですか。

統括指導主事 実際にそういう県もありました。やはり杉並区よりもLINEでの取組ということもやっている県から来ているということもありました。気軽にと言いますか、より自分が相談したいときにできるような対応ということにはなっているのですが、やはりその先の県で、そういった相談というのが拾い切れてないという現状もあるようで、ですので、こちらが気づいたところについ

ては再度情報として、お子さんの確認をした上で、勝手につなぐというのではなく、やはり自分の住んでいるところでもこういう窓口があるよということをきちんと伝えていきながら、つないでくということをやっております。

大竹会長 それでは、次第の3の対策等の取組についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして次第の4、「区立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消件数等について」、事務局からの説明をお願いいたします。

統括指導主事 「区立小学校におけるいじめの認知件数及び解消件数等について」資料3「令和元年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」を御覧ください。本資料は毎年都が6、11月に実施しているふれあい月間の調査と、2月に独自で行う都と同様の項目による合算したいじめと不登校に関する調査結果です。

はじめに、いじめの認知件数及び解消件数等についてご説明させていただきます。この資料は昨年度第2回はいじめ問題対策委員会で報告させていただいた内容に、令和元年度分を追記しております。

いじめの認知件数及び解消件数は昨年度に比べ、件数は小中学校ともに減少しています。解消率は小学校で引き続き90%以上となり、中学校においては解消率が上昇しております。校種を問わず、各学校では丁寧に対応に当たり解消に努めていると見ております。

次に裏面を御覧ください。不登校についてです。小中学校で不登校の児童生徒が全学校にいるという数になっております。不登校数は539名となり、やはり増加傾向にあります。平成30年度から令和元年度への出現率の割合は緩やかに増加と見ております。

簡単ではありますが、私からの説明は以上となります。

大竹会長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、何か先生方からご質問、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

牧野委員 取りあえず1点目、いじめについてになりますが、こち

らはそれぞれふれあい月間と、あとは2月の独自に行っているものとありますが、これはアンケート調査によるものだけなのか、それとも教員のほうで、現場で気がついた件数も一緒に合算されているものなのか。ならば、教室や現場で先生方が確認をしている件数に挙がっているのは、どのぐらいの割合なのかというのが、もし分かる範囲でよいのですが、教えていただければと思います。

統括指導主事 実際にはアンケートと教員の見たもの等ということが入っております。そして、その割合というところでは、実際にお示しできる数字ということでは、調査は取っていないのですけれども、やはり、子どもたちのアンケートで書かれてきているものというのは多いのではないかと考えております。また、教員の見立てといたしますか、やはりそういったところでの不安なところについては、子どもがやはり不安に感じて、いじめだと捉えているところであれば、それをしっかりと聞いて、どういったことがあったかということでの丁寧な対応ということを学校は行っております。

牧野委員 その場合には、カウンセラーの面談の中で明らかになったものとかも含まれているということによろしいでしょうか。

統括指導主事 そのとおりです。

石川委員 この表ですけれども、これは基の学校ごとの件数であるとか、そういうのもそちらにはお手元にあるわけですか。

統括指導主事 はい、ございます。

石川委員 別に学校名を知りたいわけではないのですけれども、例えば、やはりそういった基になるデータを見ていくと、ある一定の学校には比較的件数が多くて、また、なかなかそういう状況が変わらないとか、もう少し集中的な対応が必要ではないかとか、そういったことも見えてきているということによろしいでしょうか。

統括指導主事 一概にずっと多い学校が特定されているということではありません。その中でもいじめの数が上がっているからといっても、先ほどもありましたように、感度を上げて対応していると思っていますし、また、その中でも解消率ということを見ているいきながら、その学校が丁寧に当たっていている、対応してい

ると理解して見ております。

石川委員 分かりました。ありがとうございます。

菅原委員 いじめは少しずつ減ってきて、これはこれで1つの成果なのだと。一方で不登校が増えてきているわけですけれども、これは考え方として、無理に登校しなくてもいいのだよという考え方が、親や教員の間に広がってきたこと、言い方は変ですけども、成果と見るべきなのか、その辺どうなのでしょう。

教育相談担当課長 一概にそうとも言えないのですけれども、不登校の原因を探ったところ、やはり継続というところがまず多いです。それプラス新規の場合はやはり家庭の問題、また学習に対する気力がなくなってきたということも多いです。それプラスアルファでそういう選択肢もある。またはフリースクールに行く。適応指導教室に通うなどの選択肢が増えたということは事実ですが、一概にそれだから増えたという事象はありません。以上です。

大竹会長 菅原先生、よろしいですか。

菅原委員 私は選択肢が増えたからというのだといいなと思ったのですけれども、そうではなくて、逆に言うと、家庭の問題、あるいは学習の問題、今までとほぼ同じ要因のツートップがあまり解消されてなくて、たまたま令和元年度は少なかったと見なければいけないのかなと、そうなのかという感じで、無理に学校に行くということ、学校に行くことがいいケースもあるのですが、そうではないケースもある中で、もう少し教員ですとか、そういったところにそういう理解が深まったせいなのかな、そうであればよかったのですけれども、違ったので、たまたまなのかなと思いを直したところです。

大竹会長 今の説明、継続が多いということ。そうすると最近の傾向として、やや長期に渡る対応が必要になってきている、問題も複雑になっている、どんな感じなのでしょう。

教育相談担当課長 そうですね。これは本年度の状況になるのですけれども、これは調査という形ではしていません。各学校の出席状況、コロナ禍ということもありましたので確認していました。6月から学校は始まっていますが、6月だけの調査で小学校が約100名、中学校が200名、このままいくと不登校になる、ま

たは、6月は23日学校があつて、23日全部休んでいるとか、20日休んでいるという、完全に不登校の継続と理解できる子どもたちが、区内でも現時点で300人いるということになります。そして、7月、8月、またこれから9月と、また夏休み明けの人数を入れていくと、やはり昨年度同様550人に値する数字になっていくのではないか。逆にこれから増えてしまう不登校児童に対して、どのような支援ができるかというところが課題かなと。今年1年間、新たなコロナ禍の中でということもあるのですけれども、その対応、心のケアですね、それを含めてやっていかななくてはならないという認識をもっております。

教育政策担当部長 委員のおっしゃったところで言いますと、スクールソーシャルワーカーの支援の仕方の部分に関しては、やっぱりなかなか登校できない子に対して、地域の資源につなげるとか、そういったところの充実は図ってきているところがありますので、そういった傾向にあることは確かかなと考えております。

吉岡委員 今のお話とも関連するのですけれども、不登校の小学校100名、中学校200名という数字の中で、原因も複合的なものがあると思うのですけれども、いじめも不登校の原因になっているということが、どれぐらいの割合になるのかということはデータ上、分かるのでしょうか。

教育相談担当課長 本年度のものに関しましては、原因をフローしていただくところも、そういうシートもありまして、または学校に調査、学校訪問に行ったときに、このお子様はどのような状況ですかという話をしたときに、いじめが原因だと直接答えがあった件数はありませんでした。もちろん過去にそういう経験があつて、学校に行かなくなつてしまつたというところでの継続ということはあることは否めませんが、直接今こういういじめに遭つていて、またはいじめが継続されていて、今も現在登校できないのだということはありませんでした。

吉岡委員 そうするとその資料からは、いじめがどの程度影響しているかというのは、客観的には必ずしも分からないということになるのでしょうか。

石川委員 すみません、不登校のことについて少し伺つてもいいで

しょうか。中学生が5.3%ということですので20人に1人以上いるということで、少し全国平均なんかよりももちろん高いですね。だから、やっぱりクラスに2人ぐらい30日以上休んでいらっしゃる方がいるような感じになっているのかなと思ったりします。

それで、不登校というと、要するに30日以上年間に休んだ人というくくりになっていると思うのですけれども、いろいろ国の調査なんかも、例えば90日まででも、本当に年間10日ぐらいしか行かない子なのだとか、あるいはそうではないのだとか、不登校といっても、いろいろな実情に合わせた調査なんかももちろんされているわけですが、杉並でもそういうふうにし少し細かくやって、それぞれの実像というか実態とか、そういうのを見るような形の調査とかもなさっていらっしゃるのでしょうか。

統括指導主事 実際に私が昨年、教育相談担当ということで、ふれあい月間において、先ほど委員がおっしゃったような、どれぐらい欠席が多いのかということ、ざっとですけれどもまとめてみました。やはり90日以上という継続して休みが続いているような感じがあります。そういったお子さんがちょっと多いかなと捉えております。

石川委員 そうするとなかなか、もちろん不登校は一旦長引くと非常に長期化しやすいのですけれども、でも、その中でももちろん適応指導教室等につなげたり、いろいろなことの中で、またその次の高校とかにつなげていきたいわけですが、やはり中学あたりで1日も登校しないでそのまま中学校は、結局は卒業することになったとか、やっぱりそういうようなケースが結構多いと、多いうて何をしても多いというのは分かりませんが、かなり件数としてもあるということですか。

統括指導主事 その件数というところでは、実際に何件ということでは捉えてはいないので、その休む日数が多くなっている傾向はあるかなというところであって、全く登校してなくて卒業しているというところは、今現在では数とか、そういった調査ということではかけておりません。

石川委員 ここはいじめの会議ですから不登校のことは少し対象外かもしれませんが、やはり中学生あたりで不登校になる、

夏休み明け、特に今頃ですね。やっぱり学業の問題とかそういうのが多くて、小学校あたりで少しいろいろ顕在化しかけて、でも小学校は何とか通っていたのだけれども、やはり中学の1年生の2学期辺りからぐっと増えてくるということがございますよね。ですから、早めの対応とか、特に今年はコロナ禍がございまして、いろいろ勉強の面なんかでも課題を抱えたりしている子どもたちもいると思います。特に今年また1年間終わったときにどういう結果になるか分かりませんが、やはり今から、特に夏休み明けの対応などが大変必要かなと思います。私も今日午前中もそういった子と会って来ていたわけですが、学校の夏休み明けが皆さん苦しく感じていますので、そのところは引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

大竹会長 ありがとうございます。私が持っているケースでも、お母さんがコロナ禍のために登校させないというケースもあるので、もしかして杉並の中でも親御さんのほうがそういった集団の中に通わせたくないというケースなどもこれからあるのだろうなと思ひながら気にしていました。

それ以外に何かございますでしょうか。

牧野委員 先ほどの吉岡先生のご質問に付随するのかなと思うのですが、やはり今現在対応しているいじめのケースなんかでも、最初は不登校で、そのまま不登校の理由が分からないまま、本人がちょっと精神的な疾患みたいな感じで、あまり触れないほうがいいだろうみたいな形でやり過ぎてしまっていて、本人が復帰するまで待っていたら、後々から実はいじめがあったのだということをして訴えて、当事者の子たちも卒業してしまっていて、なかなか追跡の調査もできず、周りの子たちの聞き取りもできずということとで長引いている案件もあつたりするのです。

そういうことを考えていくと、今現在不登校の子たちがなぜ不登校状態になっているのかと言われることの理由ですね。これをしっかりと聞き取りをしていくことであつたりとか、家庭と確認をしていくことというのは丁寧にやっていかなければいけないし、重大事態になってくる可能性もあると思うので、その辺りを今後もし数値として挙げられるものならば挙げていただけると

いいのかなと思うし、いじめではなくても当事者の中でインタビュー調査なんかをすると、やっぱり友人関係とかすごく多いかなと思うのです。いじめまではいかないけれども、友人関係のトラブルから学校に行きづらくなってみたいなこともあるので、なかなか文科省調査とはまたちょっと違う傾向の本人の聞き取り調査なんかでは出てきているので、ぜひその辺りも不登校になる前の段階から行けない理由というのを、分かる範囲で聞き取りなんかができるといいのかなということと、保護者とすり合わせをしていくことというのは大切かなと思っているところです。

教育政策担当部長 学校ではなかなか不登校児童生徒の状況を知ることが難しい状況にあったりもしているところです。その中でセンターの教育相談とタイアップして、学校がスクールソーシャルワーカーを派遣してほしいということで、スクールソーシャルワーカーがその子と、もしくはその親御さんをつなぐことによって、状況を把握して改善につなげていったというケースはセンターでも数多く捉えておりますので、学校だけで対応していくところから、しっかり関係機関を使っていくといったところを今後は周知していきたいと考えております。

石川委員 すみません、教えていただきたいのですけれども、今、スクールソーシャルワーカーというお話が出て、それから、学校周辺のところの情報を把握して、なかなか確かに学校に来なくなって子どもの状況を、例えば教員が家庭訪問してもなかなか分からないですし、親御さんも子どもが大きくなればなるほど、なかなか把握しにくいですよね。私も長年スクールカウンセラーをやっておりますので、確かにスクールソーシャルワーカーの方が訪問してくださったことをきっかけに、最終的に学校に連れてきてくださったりとか、いろいろなチームワークというか、コミュニティワークをさせていただいたことはありますけれども、例えば、杉並区の場合は、そういうふうにスクールソーシャルワーカーの方を定期的に学校の巡回相談みたいのをされていて、そこの教員とスクールソーシャルワーカーが、常に顔見知りになっていて、そうすると何かあったときに頼みやすいと思うのですよね。何かあるから来ていただくとか、すごく困難事案があるから要請でとい

うのもあるでしょうけれども、そのように定期的に顔の見える連携があって、いや、実はちょっと最近登校しぶりから不登校になりかけた子どもがいるので、ちょっと様子を見てきてもらえると、学校としても非常にありがたいとか、そういう日常的な定期巡回相談とか、そういうふうになさっていらっしゃるのかどうか。前に伺ったときはそういうのはしてないとおっしゃっていたような気がしたのですけれども、教えていただけますでしょうか。お願いします。

教育相談担当課長 まず本年度コロナ禍の影響で、要保護児童に関して、全スクールソーシャルワーカーが、小学校も中学校も全校回りました。そして、今スクールソーシャルワーカーは3つのエリアに分かれて担当部署をもっています。ですので、私がここの担当の何々という者ですという自己紹介も兼ね、学校の様子もそこで聞き取りをし、心のケアが必要な家庭、また児童生徒ですね。その調査も入っています。そして、今まで研修会とかなかなか持てなかったのですけれども、今度やっと生活指導主任会というものもありまして、そちらで学校の先生方、生活指導の担当の先生にもあなたの学校の担当は私ですという形で紹介をいたしますし、他区に比べてと言ったら変ですけれども、杉並の場合は要請があってから行くというよりも、まず自分たちから学校に行っているという特徴があります。家庭に行くだけではなくて学校に行っていますので、通算何回行ったという統計はありませんけれども、学期に1回は行っていると断言できるくらい回数を行っています。

石川委員 学期に1回必ずどこの学校にもその方が行って、そのエリアで担当ですというだけではなくて、そこに行って具体的な事案であるとかそういうことの話合いをなさっていらっしゃるようなシステムが大分できているということ。

教育担当相談課長 学校長、また担任の先生とのケース会議には必ず参加していますし、それ以外でも。児童生徒に関することで行くのですけれども、それに加え、学校の状況はどうですかという形で、新たな事案をお話しただいてくるという形を取っております。

石川委員 それは少し前に伺ったときより随分進まれたようで。ありがとうございます。

菅原委員 いじめに関して、解消件数はとても高いのですけれども、ただ、我々児童を専門にやっている先生とかの知り合いを聞いていても、私の経験でもいじめで結構精神科に来る生徒さんって、思春期で来る患者さんの中で結構な割合なのですね。これ見ると、小学校ではこの数字を信じるとして、200ぐらいは解消してないことになっていて、中学でも1年前だと30ぐらいの数字が解決してないことになっていて、この解決してない生徒さんたちに関しての、中には卒業してしまったから解決してないという人ももしかしたらいるかもしれません。この子たちが、要するに不登校に果たして移行しているのではないかというのがどのぐらいいらっしゃるのかなとか、解決してなくてその後どうなっているのかなというのは気になるところで、それなりの数字ですよ、数的に見ますと。そういう統計はあるのでしょうか。

統括指導主事 実際にそういったいじめが原因で不登校につながっているということはありません。

教育政策担当部長 いじめが完全にやんでいる状態というのが3カ月見ることになっておりまして、この調査が2月ですから、その時点で、要するに卒業時にということではなくて、もしくは学年末にということではなくて、2月時点でまだ経過観察中というものも解消件数といったところには入らないというところになっております。それから、当然解消できてなかったところで、次の学年になったときにどうであるか。中3の場合はなかなか難しいのですけれども、それ以外の学年については教育委員会のほうでもしっかりその後を見て、確認をしている、そういう状況ではあります。

大竹会長 また、卒業時のところで未解決になっているケースはその後どうなっているのかというところ、今後追跡をしておいていただくといいかもしれないですね。

菅原委員、よろしいですか。

菅原委員 現場ではいじめが原因だと言って来られる方、どこの区民かまでは我々見てはいませんが、現実にはとても多いで

すね。この解消率がにわかには本当とは思えんというぐらいなので、どこをもって多分解消にしているかという学校の基準とご本人や親御さんの思いというのはまた違うところにあるのかなと思って聞いていました。主訴として生徒さんレベルの年代の方が来られた場合、変なことが聞こえるとか、そういう生徒さんは実はあまりいませんで、ほとんどが学校問題で来られる方が大半なのです。聞いていくとやっぱりかなりの割合が実はいじめられた、あるいはいじめに近いよとか、あるいは先生にきついことを言われたというところの方がやっぱり多いのは現状なので、正直なところ、その辺私はいか離を感じました、

大竹会長 そういった点も少し注意深く見ていくということをお願いできればと思います。

それではこの認知件数と解消件数等についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして次第の5、「学校における初期対応の研修資料について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

統括指導主事 資料4「いじめ防止に関する研修資料について」をご説明させていただきます。本資料は昨年度の第2回委員会において、委員の皆様からご意見をいただいた資料についてブラッシュアップしたところについて明記した資料となります。早期発見、組織的対応でいじめを解決するためにいじめの兆候を見逃さない。その後、この資料の後ろにつけておりますけれども、そういう題名の冊子といたしました。その資料についてまたご示唆をいただければと思っております。

この資料4は修正箇所を明示したものでございます。特にゴシック、アンダーラインになっているところが修正箇所となっております。また、追加したところは追加と明示しております。特に管理職、担任、主任、生活指導や学年主任の役割を明記し、4「いじめの事例」において、学校を担任、管理職と分け表記いたしました。昨年度ご相談して、ある一定のご意見をいただいたので、それを踏まえ再度ブラッシュアップしたものとなります。今後、次の委員会までに完成をしてきたいと考えております。今年度中に校長会へ提供していき、また、学校で使える研修資料としてい

きたいと思いますので、ご意見を頂戴したいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

大竹会長 ありがとうございます。今回は前回の委員会の意見を踏まえて修正したと、ブラッシュアップしたということで、またこれを研修資料としてさらにブラッシュアップをしていきたいということですので、今日ご意見等があればいただきたいということでございます。いかがでしょうか。

牧野委員 せっかくのタイミングなので、まだ配っていないということならば、今年度の置かれている状況で、コロナに関するものというのは盛り込むことというのは今のところ考えていないでしょうか。感染をしてしまった子に対することだったり、さらには学校でクラスターが起きてしまった、学級クラスターが起きてしまったことに対する差別とか起きているというものもチェックの中に入れてきてもいいのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

統括指導主事 ありがとうございます。そういった視点が今、抜けていました。区でガイドラインを作成しているのですけれども、その中でそういったこのコロナ禍の対応ということで、いじめとか偏見ということにつながるようには指導は各学校でするようにということは入れているのですけれども、実際この研修資料の中にはそういった視点が盛り込まれていないので、ご意見いただいたことも踏まえて検討していきたいと思います。

石川委員 私も今の意見に続いてですけど、ご参考までにですけども、つい先週それぞれの県でスクールカウンセラーのまとめ役をやっている人たち、全県から1名ずつ代表で出ていただいて、調査とオンライン会議をやったのですね。いろいろな県でどんなことが起きているか、そして学校再開後にどんな相談が増えたかとか、それはカウンセラー目線ですけども、そのような情報交換会をいたしました。そうするとやはり、地方ですといろいろなことが特定されて憶測だとか、いろいろなうわさだとか、ひぼう中傷だとかということが起きているのだなということを実際感じました。ですから、地域性ということが確かにあるわけですけども、しかし長引いていきますと、また再開した学校がいろい

ろな意味で休校にならなければならない。そこでまたいろいろ士気が下がって、こうなったのは例えば何々のせいだとか、そんなようなことも起きているという情報もありましたので、やはりその辺もいろいろ盛り込みながら予防的という意味ですけれども、そんなふうにしてやはり周りの理解が必要かと。

それから、保護者が社会に出て感染してきて、もちろんご家族にうつるということもあるわけですので、そういったことへのいろいろな攻撃とかというの、地方では起きているという話が結構たくさん出ていたので、その辺を視野に入れながら、いろいろな意味での、これらから災害とかいろいろ思わぬことが起きるということもあるわけですので、そういったなるべく広い視野をもちながらこういったいじめの対策というか研修ができるといいなと思いました。

また、ちょっと話が広がってしまうかもしれませんが、教職員の方がどんなふうに安定的な気持ちで、なかなかストレスを抱えながら今なさっているわけですよ。例えば、学校の衛生管理だとかいろいろなことを含めて頑張らせて、給食当番も子どもたちにさせられないからって、結構教員が頑張らせていたといろいろな現実がございますよね。そういった中で大変疲弊して行って、いろいろ子どもたちを本当に観察すべきところが少しなかなか違うことに関心がいたりとかいうこともありますので、そういう観点を少し盛り込んでいくということが重要であると感じたりしております。よろしくお願いいたします。

大竹会長 さっき牧野先生のコロナ禍の内容云々で、こんなものが参考になるよとか、何かそういったものがあれば教示していただけると事務局も助かるのではないかと思うのですが。

牧野委員 たしか文科省から学校再開の前あたりに実施の問題と、いじめの問題と、4つぐらいセットになった通知が出されていたような気がしますので、それも1つ参考になるのではないかなと思っています。

教育政策担当部長 杉並区いじめ防止対策推進基本方針の中にも未然防止に向けた取組の中で、人権教育の充実ということを入れております。そして、あらゆる偏見差別の解消を目指す人権教育

ということをやっていますので、センターの方からの資料を各学校に示しながら、しっかりとその点もやっていきたいと考えます。

大竹会長 そのほかいかがでしょうか、研修資料について。

吉岡委員 管理職、主任、担任のいじめ対応のところの裏側の表なのですけれども、細かく具体的にどういうことをすべきかということを書いていただいている、丁寧な内容だとは思ったのですが、上から4番目の「子どもの自己肯定感や自尊感情を高めるために」というところの主任の役割というところが、「自らがお手本となる活動を展開する」というのが、ちょっと読んで具体的にどういうことを意図されているのかというのがよく分からなくて、これ主任の方が読まれてもどういうことをするのだろうと戸惑われるのではないかなと率直に思ったのです。左側の学級担任がすべきことというのは割と具体的に書いてあるので、例えば、これを主任としてサポートするとか、そういうことだったらまだ理解できるかなと思ったのですが、この趣旨を教えていただければと思いました。

統括指導主事 具体的なものを盛り込むと非常にいっぱいいろいろな形で入ってきてしまうと考えたので、逆にぎっくりしすぎたところがあるのかなと思います。やはり担任ですとか若手の教員にベテランとして、また主任という役割として示していくような姿というのを展開するということと言いたかったのですけれども、もう少しこういった具体的な姿というのを1つ入れるということに対応していきたいと思います。

牧野委員 せっかくなので今のところで確かにそのとおりだなと思って見ておりましたが、やっぱりリフレーミングの機会であったり、どうしても学級の中にいてしまうと、その子が忘れ物が多いと、どうしてもそこのほうに引きずられてしまっていて、いつも忘れ物が多いとか、いつもふらふらしてしまうみたいな感じで、どんどん負の感情が積み重なっていってしまうと、主任の目から捉えていって、もしかしたら苦手な科目があるかもしれないよとか、ほかにも興味関心がある部分、こちら辺がすごく秀でていようみたいなことを主任のほうから、ちょっと引いたところから、適切

な機会ですね、リフレーミングの機会なんかが与えられるといいのかなと思ったので、その意味では分かりやすいものを提示していただけると、学級担任、さらには主任の役割もある程度明確になるのかなと思いました。

大竹会長 事務局ではいろいろな事例を知っているので、今の牧野先生のアドバイスも含めて提案していただければと思います。

いかがでしょうか、この研修資料については。これはその都度ブラッシュアップしていくということになっていくのでしょうかね。今日のご意見も踏まえた上でまたブラッシュアップしていただくということで、現時点では先生方からそのようなご意見ということでもよろしいでしょうか。また、後で持ち帰ったときに、こんな点があったといったら事務局のほうに連絡していただければよいかと思います。

統括指導主事 後ほどまたお気づきになった時点でお寄せいただけると助かります。まだ配布も少し先になりますので。

大竹会長 また気づいた点がありましたら事務局の方にご連絡いただければと思います。

牧野委員 せっかく配った後に学校のいじめ防止対策基本方針の見直しなんて言われるものと呼ばかていくことは予定されてはいるのでしょうか。例えば、これをまた基にして、1回作ったものでそのままになってしまっているところも多分たくさんあるのではないかな。しかも先ほど言ったようにスクールソーシャルワーカーが位置づけられてない学校基本方針なんかもあるかなと思いますが、その辺りこういうものを配った上でもう一回見直しを図ってもらうなんてことは計画されていないのかなと。もしよければ、私はぜひ学校のほうも見てみたいなというところもありますので。各学校がどんな感じで組織を作っていて、対応して、検討しているのかというところも確認をすることって、もしかするとこの場では大切なのかなと思ったのですけれども、もしよろしければご検討いただければありがたいなと思います。

教育政策担当部長 各学校の基本方針については、やっぱり毎年度しっかり確認することは必要だと、私のほうも考えております。学校というのは異動もありますし、人員も変わりますので、その

共通理解を図るという面でも必要ですし、それからあと、いじめの実態というのはその年度年度でまた変わってくるところもあると考えますので、PDCAのサイクルといったところでも必ず見直しをして、同じであれば同じかもしれないけれども、こういった機会ですとしっかりと学校にも周知を図っていかうと考えております。

大竹会長 先ほども申しあげましたように、それぞれの委員の方でお気づきの点があったらまたお伝えしていただいて、また事務局のほうで次回の会議のときにまた資料等お願いできればと思います。

それでは次の議題に移りたいと思います。次第の6、「重大事態発生時等における対処等について」、事務局から説明をお願いいたします。

統括指導主事 資料5「重大事態の疑い及び重大事態へのフロー」について説明させていただきます。本資料は本委員の皆様から専門的知見をいただきながら、対応に当たったり、いじめ問題対策委員会を適時的確な時期に開催するためにフローを作成いたしました。今後、各学校への助言を的確に行っていくために、ご助言をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、本区以外のご経験からご意見を頂戴し、迅速に的確に対応していきたいと考えておりますので、ご意見の方、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

大竹会長 ありがとうございます。ここに「対応フロー（案）」ということで示されております。これらの検討している内容ですので、この中で気づいた点があれば、先生方からご意見をいただければと思います。

石川委員 確認ですが、この第三者委員会と区いじめ問題対策委員会というのは、これはイコールなのでしょうか。それとも必要に応じてはもう少しメンバーを増やして、いろいろ調査部会的なものにしていくということが結構他区なんかではありますけれども、そこのところだけもう一度教えてください。

庶務課長 条例を作ったときに、メンバーとしては7名まで設置することができるようにしてあります。今、5名の先生方にお願い

しているところですがけれども、事案がどういった内容になるかそのケースによって、また専門性をさらに加味してやっていかなければいけないというところの柔軟性を残すために今、5名でやっているということで、増やしていくことは可能でございます。

石川委員 ありがとうございます。

大竹会長 基本的にはこの5名があたるという認識でいいですか。

庶務課長 そうです。

大竹会長 必要があればまた委員をプラスということもあると。

庶務課長 あとは考えられるケースとして、事案によって、利害関係ということがもしあった場合には、条例の第8条により除外しなければいけないということもあろうかと思えます。その際には、委員を補充することも可能です。

牧野委員 対応フローなので、対応までしか書いてないのかもしれないけれども、この後、報告書みたいなものを作成するところまでは一連の流れなのかと思うのですけれども、それはあえて外していると捉えてよろしいでしょうか。

教育政策担当部長 もちろんその流れについては、基本方針のほうで、マニュアルのほうでも書かせていただいているところですがけれども、その中でこの報告助言の流れの部分が今までは分かりにくい部分があったので、今回整理させていただいたということでございます。

石川委員 すみません。私も報告書のこと、第三者委員会のことをもう一回確認させていただきたいのですが、条例でということでしたので、それを私も勉強させていただきますが、ほかの事例などですと第三者委員会が立ち上がるときに、いわゆる被害者側が自分の推薦した人を入れてほしいとか、あるいは今のメンバーではだめだと、こういうふうにして構成してほしいとか、すごく第三者委員会立ち上げを申し出た側の非常に強い要求をされる例なんかも結構あるのですね。そんな場合にはどんなふうに条文がそうなっているのかとか、どんな体制で臨まれるのか、実際本当に立ち上がるとなると、割と急いで用意しなければいけない場合もありますので、その辺の検討がなされているかどうかだけ教えていただけますでしょうか。

庶務課長 まさにご指摘をいただいたとおりで、本当にとぼ口のフロー案というのをお見せするということろまでしか至っておりません。今は平時の場合の定例会を年2回行っているわけですが、重大事態が起こったときにどういうふうに会長にご相談して召集するのか、集まれるのか、内容によっては全員参集できなければどうするのか、誰が調査に行くのか、そういうところをさらにフローを詳細化していかなければいけないと理解をしています。

今、ご指摘をいただいた相手の方の要求、また満足度ということもありますので、まさにその辺をこれから次の会議に向けて先生方に現場の実際の事案から、どういった対応があるのか、そんなところを実は教えていただきたいということも含めて、精緻化していきたいと、そのように考えております。

石川委員 ありがとうございます。

大竹会長 石川先生は他区でこれまで第三者委員というような役割を担われていますね。

石川委員 東京都でとかあるのですけれども、たくさんの経験があるわけではないのですが、やはり立ち上げるときには非常に事務局の方々が大変だなと思います。被害を受けた方にまず応援してくださる団体みたいなのが、応援なさる場合も結構ありますので、そうしますとそこから必ず人を入れてほしいとか、またその団体の方が代理人の方をお連れになって、いろいろこういったメンバーで作るべきではないかとか、いろいろなご意見が出てくるわけです。それを事務局の方がうまく話し合いながら、最終的には現メンバーは区としても信頼して委嘱しているので、そこは基本にしながらも、しかし、あと2人、3人、最終的にももちろん奇数でしょうけれども、さっき7人とおっしゃいましたけど、じゃあ、現メンバーは半分にしてあとの3人とかですね、そういう方を新しく加えるとか、その辺が実はすごくご苦労なさっている姿を見ました。しかし、現任者を全部辞めさせるというのはあまり見たことがないのですけれども、そこもよく妥当性を話し合いながら、最終的にはそういうふうに落ち着いていくわけですが、なかなか事務局の方のご苦労は大きいなと思っているものですから、一応こういうことで、例えばあと2人までは確かに推薦とか、

いろいろな判断の中でそういう人を増員することができるかということである程度決めておいてとすると、きっと話し合いもそこに基づきながら進めることができるのかなと思ったりしますので、そんなところです。幾つかのことを考えておかれるといいかなと思います。

庶務課長 ありがとうございます。2名のクリアランスをもっているというのは、まさにその辺のところがありまして、関係の皆様にご納得いただけるかどうかというのは確かに分かりにくいところでもあったのですが、条例を作っていくときの議論では、定員の7名を埋めてしまうのではなくて、あらゆる場面に一定程度対応できるようにしておこうと、そういう仕組みづくりとして5名でスタートさせていただいているところでございます。

大竹会長 この5名もそれぞれの各専門分野でバランスを取ってというメンバー配置ということですよ。

吉岡先生、何かありますか。

吉岡委員 今のご説明でおおむねは分かったのですが、確かに個別のケースによって、今、会長がおっしゃったようにいろいろな専門分野の委員が入っているとは思いますが、ケースによってはやっぱりこういう専門をもう少し多くしないといけないとか、個別の対応が必要になってくると思うので、そこをあとの2人のところで補充するということなのかなと伺って理解したのですけれども。

菅原委員 今、私、にわか勉強したのですけれども、この構成に少なくとも、法律の専門の委員がいるのですよね。あとは他県を今ぱっと見ていたのですけれども、どんな人が入っているのかなというのを見ていたのですが、議員とかを入れているところもあったり、いろいろみたいですね。あと団体とか、もしかして入れる余地があるのかもしれない。議員というのは多分住民の代表という意味合いだと思いますけれども、ちょっと私ぱっと今調べて、どんな人が入っているのか、第28条と書いてあってどんなのかなと、よく分からなくてすみません。普段からそっち方面の仕事をしているわけではないので、にわか勉強したのですけれども、結構いろいろな人が入っているなというのが、ぱっと見ても分かり

ました。結構バラエティに富んでいるのだと思います。

ただ、一番問題なのは、これを結局重大事態と認めるか認めないかというところ、設置者ですから区が判断しなければいけないということになっているのですけれども、それをこの諮問会議という言い方は変かもしれないですけれども、この会議体で、国のコロナの会議ではないですけれども、会議体が全責任を持って判断するのか、区長というのとは重大事態の把握というところしかないのですけれども、要するに我々は区長の諮問を受けて判断するのか、何が言いたいかというところ、この会議体の責任はどこにあるのかというのが私には分からなかったもので、逆に言うと、区長から諮問を受けて区長に答申を返すという形だったならば、区長の責任ということになるのですけれども、そうじゃないと、この会議体の参加者を多分どこかで公表されてしまうと、我々はみんなマスコミに追いかけられるという事態になってしまうと思うので、その辺の責任の担保はどうなっているのかなというのとは正直疑問に思いました。もしかして的外れなことを言っているかもしれないのですけれども、すみません。

大竹会長 事務局でお答えできるのであれば、お答えしていただいてと思うのですが。

庶務課長 諮問という表現ではないのですが、起こった事案に対していじめ問題対策委員会が、平時から有事といいますか、法第28条1項の重大事態に対して、調査審議をするという考え方です。

菅原委員 要するにこの重大事態を判断するのは誰ということですか。誰という人から我々は、諮問という言い方が正しいかどうかは違うと思うのですが、委嘱するなり何なりで、誰という人に対して専門家会議の意見を答える、答申という言い方が正しいか分かりませんが、助言するわけですよ。その助言に応じてその誰という人がそれを判断するという形が相当なのだろうと思うのですけれども、我々はこの4人なり、5人なり、6人に増えたとして、判断するという、要するにここのフローにあるような立てつけではないような気がするのですけれども。

石川委員 杉並区として、一番上はやっぱり区長だと思うのですよね。区長が教育委員会に事務局を任せているわけですよ。で

すからこの事務局の方々がこの委員会を召集して、今は諮問会議の形ではないでしょうけれども、何か対策、何とか条例を作らなければならぬとか、方針を作らなければいけないという諮問をいただいて答申を、もうその段階ではなくて、今は決まっています、そのことがうまく進んでいるかどうかを常設会議として今はやっている段階ですよ。ただ、これが調査部会と、第三者委員会と形が変わったときに、やはり区長、事務局が教育委員会で、私たちはそこから委嘱を受けて調査をすると、調査という委嘱を受け、それで報告書を出して、それは最終的には区長に報告するわけですよ。

庶務課長 教育委員会から区長に報告するという流れになります。

石川委員 だから被害者から第三者委員会を立ち上げてほしいと、区のほうに、区というか区長というか、そこに要請というか、そのようなものが来たときに、本当に事務局が中心になってそれを検討して、しかし、これは第三者委員会を立ち上げてやらざるを得ないとなれば、そういうことでメンバーをもう1回ここで調査部会として委嘱していただいてということになっていくと思うのです。

教育政策担当部長 本区の基本方針の中で重大事態のところ、杉並区立学校において同校に規定する重大事態が発生した場合に行う調査組織として、杉並区いじめ問題対策委員会条例に基づき対策委員会を設置するということになっていて、調査主体としては教育委員会になっています。教育委員会の附属機関としてこの対策委員会というものがあるという位置づけになっていますので、その責任というのは教育委員会と考えることができると思います。

大竹会長 これまで教育委員会が調査等やっていたところを、今回第三者委員という形でこの組織を教育委員会が離して行うということで、このメンバーが第三者委員として位置づいているということなのですよ。今まで教育委員会がやっていたのですよ。

石川委員 そこで時々問題になるのが、なぜ第三者委員会という言い方をするかということ、何か事案が起きたときに教育委員会もやっぱり調査対象ですよと、そこを調査できる人が誰もいないじゃ

ないかということで、教育委員会の中に、その中のメンバーではなくてこうやって第三者でやって、あるときは本当に教育委員会の指導主事の方に、このことでどういう対策を取ったのかとか、そういうことを調査させていただく必要があるわけですね。だから、そこはやっぱり客観性をもたなければいけないという意味で、こういう流れに、そこは一応切り離してということですね。本当に私の経験ですと、第三者委員会が本当に立ち上がると、この事務局の方が皆さんここにおられると、本当に客観的なのかという話が被害者のほうからあるので、かなり人数を絞ったりしてやると、本当に記録だけですのでみたいな感じでしたりして、工夫して運用されることが多いかなと思います。やるときはやはり教育委員会の方も調査対象ということになったりしますよね。

庶務課長 以前は杉並区立学校いじめ問題調査委員会ということで、要綱で庁内組織として設置をしていたものを今、国のガイドラインの中でより公正中立にということころ、そこを踏まえてこの委員会を条例上立ち上げたということになります。

大竹会長 ですから石川先生がおっしゃったように、教育委員会もヒアリングの対象になるということですね。独立した組織として私たちは第三者委員会ということになると。

牧野委員 その中で、第三者委員という表現がマスコミ対応するときにごくネックになるということ、ほかの区のいじめ対策委員会で聞いて、附属機関じゃないですか、このいじめ問題対策委員会。にもかかわらず第三者を名乗ってしまうと、マスコミからするともっと平場で話をしてくれるのではないかということ期待していろいろと質問されて、そのことの対応がすごく苦慮したという話も聞いたことがあって、第三者であるというマインドを私たちはもたなければいけないのは当然そうなのですが、立場的に、対外的に第三者ということを出してしまうことが、後々報道などの場面ですごくネックなるということをお伺いというか、ほかの委員から話があったことはありました。明確には第三者委員ということが多分どこにも法規上ないはずなので、今回このフローの中でしか示されていないのではないかなと思っていますが、少し気になったので。

庶務課長 考え方としてのというところで行くと、特別な人間関係がないとか、先ほど言いましたように、利害関係がないということをとらまえて第三者という意味合いで使っています。

石川委員 ですから、実際上はこのいじめ問題対策委員会、何か事案が起きた場合の調査をすることを受ける会議なので調査部会とか、そういう言い方で、対外的には調査部会に調査を依頼したとか、そういう言い方をしていますね。自分たちも調査部員ということでやって、外向けには第三者委員会という言葉も使わないですし、自分たちも第三者委員であるという言い方をしないということで行っていることが多いと思います。

吉岡委員 今のお話を伺って意外な気がしたのですが、むしろセクハラ、パワハラとか企業の不祥事なんかもそうですけれども、第三者委員会という言い方をしたほうが、確かに附属機関という形にはなっているのですけれども、対外的にはやっぱり独立性とか公正中立性というのを前提にした委員会だということが、むしろ分かりやすいのではないかなと思っていましたものですから、第三者がネックになるというのは、私としてはすごく意外な印象を持ちました。

牧野委員 私も聞いた話なので何とも言えないですけれども。

菅原委員 調査をする役割だということはよく分かったのですけれども、最終的に調査の結果を端的に誰に返すのかというのは、私、いまいちふに落ちない。教育委員会に返すでいいのですか。それとも教育長に返すという形になるのですか。それとも区長に返すのですかというところがあるのだと思うのです。

あともう1つ、我々に与えられている調査権はどんなものがあるのですか。我々は単に学校から上がってくる報告書を読むだけなのではないでしょうか。それとも実地に行ったり、あるいは親御さんの話を聞いたり、被害加害か分かりませんが、児童生徒の話を聞いたりという状況になっていくのでしょうか。要するにどこまで、多分そんなことどこにも書いてないのですけれども、現実的に杉並区としてどの程度の調査というのを我々委員に期待しているのかなというのが、温度感というか、そういったのが分かると具体的になるのかなと思うのです。

庶務課長 平成29年3月に国のガイドラインが出されているのですけれども、それに基づく調査組織であり、調査の範囲と調査事項、やり方ということが一定程度述べられています。その中には調査を実施する前に被害児童生徒保護者に対して、調査の目的ですとか、人選、そして実際にどういう調査をするのか、誰が行くのか、アンケートなのか聞き取りなのか、そういったところをセッティングしていってお伝えをしながら進めていくこととなると理解します。そうすると、今、先生のご質問にありますように、そのことを事案ごとにどういうふうにしていくのか、どういう調査が適しているのかということ、この場で検討していくということになるかと思えます。

大竹会長 報告はどこにとなりますか。

庶務課長 教育委員会に報告です。

菅原委員 教育委員会も調査対象ということですが、調査対象に結果を返すということですか。

石川委員 報告書の最後の提出先は区長。

庶務課長 区長です。我々が頂戴して、我々から区長へ、そういうことになります。それによって区長には再調査権ということが場合によってはあるということでございます。

石川委員 再調査になりますとこのメンバーではなくて、また違うメンバーがということになりますよね。やはり私も拙い経験では、もちろん私たち、例えば、第三者委員会になった場合に、警察ではないので本当に強制的な捜査だとか、捜査を強制するということはもちろんできないのですよね。ですけれども了解を得ながら、保護者の方、そのクラスの子どもとか、そういう子たちに面接調査をしたり、アンケート調査をしたりということは了解を得ながらやって、なるべくどういう事柄があったかということ、明らかにしていくということに、できる限り努力するということですね。

大竹会長 今までいろいろ意見が出てきましたので、そこを受けて、また事務局でもいろいろ調べていただいて、これもまたブラッシュアップしながら、整理しながら進めていくというところでしょうか。

庶務課長 おっしゃるとおりです。今、石川先生からもいただきま

したように、実際の先生方がご経験されているようなところを、すみません、またお時間をいただきながら少しずつお聞きして、これを作り上げてもっと細かいものに、実際に動けるフロー図として作っていかなければいけないと理解しております。どうぞよろしく申し上げます。

大竹会長 それでは、本日はよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは最後にその他、事務局から連絡事項等がありましたら、よろしく申し上げます。

庶務課長 次回の日程でございます。また委員の皆様と調整をさせていただきたいと考えておりますが、現時点では12月また1月ぐらいの開催ということを考えております。どうぞよろしく申し上げます。

大竹会長 ありがとうございます。それでは本日も円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。それではこれをもちまして、令和2年度第1回杉並区いじめ問題対策委員会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございます。